

商工業者へのリスクとして、事業所の浸水による設備損壊や営業停止、物流停滞等が想定される。

(土砂災害：ハザードマップ)

「栃木市防災ハザードマップ(2023年6月版)」によると、真名子地区を中心に、急傾斜地崩壊の土砂災害(特別)警戒区域、土石流の土砂災害(特別)警戒区域、地すべりの土砂災害警戒区域が存在し、土砂災害が生じるおそれがある。

商工業者へのリスクとして、土砂流入による事業所被害や道路寸断による営業・物流への影響が想定される。

(地震：J-SHIS)

国立研究開発法人防災科学技術研究所「地震ハザードステーション」によると、今後30年間で震度6弱以上の地震が発生する確率は、当地域の東側は6~26%、西側は0.1~3% (一部3.0~26.0%) である。

商工業者へのリスクとして、突発的な強い地震の発生により、建物や設備の損壊、従業員の安全確保、ライフライン寸断等が生じ、事業活動の中断や復旧の長期化につながるおそれがある。

(落雷)

当地域は、平野部と山間部が混在する地形であり、夏季を中心に発達した積乱雲の発生に伴う落雷が発生しやすい環境にある。特に、近年は気候変動の影響により、短時間に局地的な雷雨やゲリラ豪雨を伴う事例が増加しており、落雷による停電や通信障害、設備への影響が懸念されている。また、農地や開けた場所、工場・倉庫など比較的高さのある建物や設備が点在していることから、雷の影響を受けやすい状況にある。今後も気象状況の変化により、落雷リスクの増大が想定されるため、注意が必要である。

商工業者へのリスクとして、落雷による停電や通信障害、電気設備・精密機器の故障等が発生し、業務停止やデータ消失など事業継続に支障をきたすおそれがある。

(感染症)

当地域は、小規模事業者を中心に、対面型のサービス業、建設業、製造業、飲食業などが多く、従業員数が限られた事業者が多数を占めている。このため、感染症が流行した場合には、従業員本人や家族の感染、濃厚接触者の発生等により、出勤停止や人員不足が生じやすい状況にある。また、来店客の減少やイベント・会合の中止、取引先の操業停止等により、売上の減少や取引機会の喪失につながるおそれがある。加えて、原材料や資材の調達遅延、物流停滞等も想定され、地域経済全体への影響が懸念される。

商工業者へのリスクとして、従業員の出勤停止や需要減少、仕入・物流の停滞等により、事業縮小や資金繰り悪化など事業継続に支障をきたすおそれがある。

(サイバー攻撃)

近年、インターネットやクラウドサービスの普及により、当地域の小規模事業者においても、パソコンやスマートフォンを活用した業務処理、顧客情報管理、電子決済等のIT活用が進んでいる。一方で、情報セキュリティ対策が十分でない事業者も多く、標的型攻撃や不正アクセス、ウイルス感染、ランサムウェア等の被害が全国的に増加している。特に、小規模事業者は専任担当者が不在である場合が多く、被害発生時の初動対応や復旧に時間を要するおそれがある。今後もデジタル化の進展に伴い、サイバー攻撃によるリスクの増大が懸念される。

商工業者へのリスクとして、情報漏えいや業務システム停止、データ消失等により、

業務中断や信用低下、復旧費用の発生など事業継続に重大な影響を及ぼすおそれがある。

(3) 域内の商工業者の状況

- ・ 商工業者数 241人
- ・ 小規模事業者数 183人

[図2] 当地域商工業者及び小規模事業者の業種別内訳 (出典：令和3年経済センサス活動調査)

業 種	商 工 業 者	小規模事業者	備 考 (事業所の立地状況等)
建 設 業	45	43	地域内に点在
製 造 業	61	41	〃
卸 売 業	14	8	県道 131 号線(日光例幣使街道)沿い及び周辺に多い
小 売 業	41	30	〃
飲食店・宿泊業	19	12	〃
サービス業	40	30	〃
そ の 他	21	19	〃
合 計	241	183	

(4) これまでの取組

1) 栃木市の取組

- ・ 地域防災計画の策定(地域防災計画 2022年3月修正、水防計画 2022年3月修正)
- ・ 防災ハザードマップの作成(2023年6月改訂)
- ・ 防災の研修会・講演会、防災訓練の実施
- ・ 災害情報の発信
- ・ 防災備品の備蓄
- ・ 令和元年東日本台風による被害からの復旧ロードマップ作成と各施策の実施
- ・ 栃木市国土強靱化地域計画の策定(2021年3月策定)

2) 西方商工会の取組

- ・ 会員被災情報の収集
- ・ 事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・ 県主催の事業者BCP策定セミナーの周知と参加促進
- ・ 栃木県火災共済(協)と連携した火災共済への加入促進
- ・ 上部団体である全国商工会連合会の福祉共済(病気・ケガの補償)への加入促進
- ・ 防災備品(スコップ、懐中電灯、非常食等)の備蓄
- ・ 市が実施する防災訓練への参加及び協力

3) 事業継続力強化支援計画の実施状況

- ・ 巡回経営指導時における災害リスクの周知 2件
- ・ 当会ホームページへ事業継続力強化計画に関する国の施策を掲載 2回
- ・ 災害発生時の連絡ルート確認のための訓練の実施 0回

※小規模事業者による事業継続力強化計画及び連携事業継続力強化計画や事業継続計画を便宜上、事業者BCPと記載する。

2. 本計画の策定及び実行にあたっての課題と対策

【課題】

- ① 当地域は大規模な自然災害の発生が比較的少ないことから、事業者の間で防災・減災への関心が十分に高まっていない。
- ② 本計画を推進するにあたり、保険・共済制度や資金繰り支援、防災・減災に関する専門的知識を有する職員が十分とは言えない状況にある。
- ③ 地域の自然災害リスクについて、当会と栃木市関係部署との間で情報共有や意見交換が必ずしも十分に行われていない。

【対策】

- ① 事業者に対し、近年発生した自然災害の事例等を踏まえながら、防災・減災の必要性を丁寧に説明する。また、取組方法が分からない事業者に対しては、具体的な事例を用いて事業継続力強化計画の活用を促す。
- ② 職員の専門的知識の不足については、研修会や勉強会への参加を通じて知識の習得を図り、あわせて関係情報の継続的な収集に努める。
- ③ 栃木市商工振興課、栃木市危機管理課および当会の間で、本計画に基づく災害リスクや支援方針について、必要に応じて協議を行うとともに、実施状況を踏まえ適宜内容の見直しを行う。

3. 目 標

- ・事業者が自然災害等に伴うリスクを改めて認識し、防災・減災への取組の重要性を理解できるよう支援する。
- ・当地域の小規模事業者を広く支援することで、サプライチェーンや地域経済の機能維持を図り、地域全体の事業継続力の向上につなげる。
- ・支援にあたっては、事業継続力強化計画の策定支援に加え、被災時に備えた損害保険等のリスクファイナンスの取組を促進する。

具体的な取組目標は、次のとおりとする。

- ① 事業継続力強化計画の趣旨や内容、必要性について、事業者に対し分かりやすく説明する。
- ② 当地域の小規模事業者を対象に、5年間で3件の事業継続力強化計画の策定支援を行う。
- ③ 上記目標の達成に向け、個別相談や巡回指導等を随時実施する。

※その他

- ・本計画の内容に変更が生じた場合には、速やかに栃木県へ報告する。

1. 事業継続力強化支援事業の実施期間

(令和8年4月1日～令和13年3月31日)

2. 事業継続力強化支援事業の内容

(1) 小規模事業者の事業継続力強化の取組状況の把握

・経済産業省や関係自治体等と連携し、地域内小規模事業者における事業継続力強化計画の策定状況など、事業継続力強化に関する取組状況の把握に努める。

(2) 小規模事業者に対する事業継続力強化支援の内容

・巡回指導等の機会を通じ、ハザードマップを活用しながら、事業所立地に伴う自然災害等のリスクや、その影響を軽減するための対策（休業への備え、水災補償等の共済加入、行政支援策の活用等）について説明を行う。

・会報や当会ホームページ等を活用し、国の施策やリスク対策の重要性、火災共済等の概要、事業継続力強化計画の内容について情報提供を行う。

・関東経済産業局ホームページに掲載されているリスクファイナンス判断シート等を参考に、事業者に対しリスクファイナンスの考え方を周知し、不測の事態発生時の対応策検討を促す。

・新型コロナウイルス感染症については、発生時期や地域を問わず拡大する可能性があることから、常に正確かつ最新の情報を把握し、冷静な対応を行うよう事業者に周知する。

・地域内事業者に対し、マスクや消毒液等の備蓄、事務所内の換気対策、IT活用やテレワーク環境整備に関する情報および各種支援策を提供する。

(3) フォローアップ

・栃木市が実施する防災訓練への参加を呼びかける。

・事業継続力強化計画の策定促進に向け、希望する事業者に対しては、（一社）日本中小企業診断士協会連合会が実施する実効性向上支援事業（専門家派遣）の活用を案内する。

・巡回指導の際には、他地域で発生した災害事例を紹介し、平時から防災・減災への意識醸成を図る。

(4) 知見の共有及び事業継続力の底上げ

・会報等を通じて、事業継続力強化に取り組む事業者の好事例を紹介する。

・同一地域や同業種の事業者間の連携を促し、連携型事業継続力強化計画の策定を働きかける。

(5) 関係機関との連携

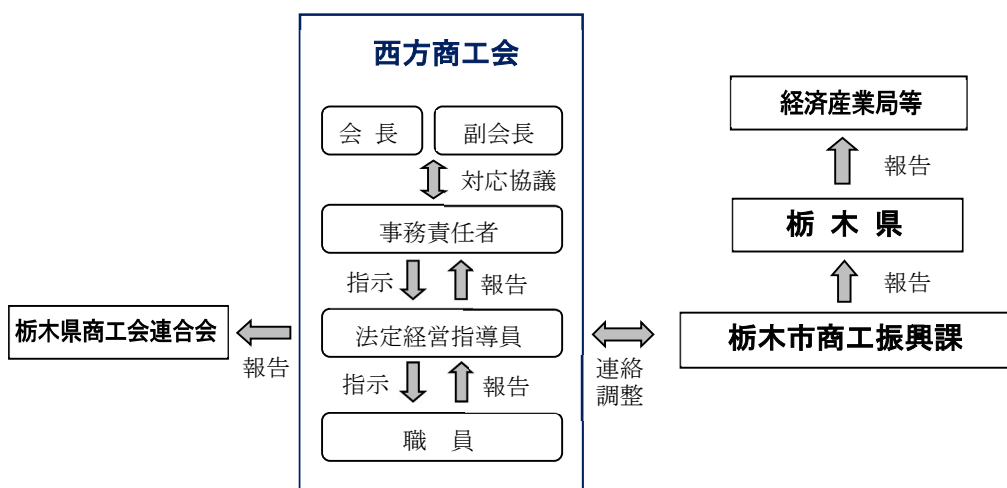
- ・連携型事業継続力強化計画の策定にあたっては、(独法) 中小企業基盤整備機構地域本部の専門家派遣制度を活用し、策定支援を行う。
- ・新型コロナウイルス感染症については、収束時期の見通しが立ちにくいことを踏まえ、リスクファイナンス対策として各種共済制度等の紹介を行う。
- ・関係機関から提供されるポスター等については、当会事務所内に掲示する。

(6) 訓練の実施

- ・必要に応じて、自然災害(令和元年台風第19号や東日本大震災と同規模)が発生した場合を想定し、栃木市との連絡体制の確認等を行う。

3. リスク発生時における指揮命令系統・連絡体制

- ・リスク発生時の指揮命令系統および連絡体制は、別途定める体制図のとおりとする。
- ・風水害等、事前に発災が想定される場合には、あらかじめ体制の確認を行う。



4. リスク発生時の対応

(1) 大規模災害

大規模災害が発生した場合には、次の手順に基づき対応を行う。
なお、大規模災害と判断する目安は以下のとおりとする。

- ・風水害：特別警報が発表された場合
- ・地震：震度6弱以上の揺れが観測された場合

1) 職員の安否および出勤可否の確認

- ・当会職員は、発災後速やかに法定経営指導員(または代行者)へ安否および出勤可否を報告する。
- ・報告を受けた法定経営指導員(または代行者)は、職員の業務対応の可否について栃木市へ報告するとともに、栃木市が把握している被害状況の共有を受ける。

2) 管内事業者の被害状況の確認

- ・栃木市は、罹災証明申請書等を通じて、管内事業者の被害状況および被害額の把握を行う。
- ・当会は、職員の安全を確保した上で、巡回や電話等により管内事業者の被害状況を確認する。

3) 被害状況の共有

- ・栃木市と当会は、次の頻度で被害情報等の共有を行う。なお、情報共有は所定の様式を用いて実施する。

発災後～1週間	1日に2回共有する。
1週間～2週間	1日に1回共有する。
2週間～1か月	1週間に2回共有する。
1か月以降	1週間に1回共有する。

4) 被害状況の報告

- ・栃木市および当会は、共有した情報を基に、栃木市は栃木県が定める期日までに栃木県へ、当会は栃木県商工会連合会が定める期日まで報告を行う。
- ・報告様式については、3)において使用した様式を用いるものとする。

(2) 国際的に脅威となる感染症

国際的に脅威となる感染症が発生・拡大した場合には、次の手順により対応する。
なお、国際的に脅威となる感染症流行の判断基準は、世界保健機関（WHO）が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）」に該当すると表明した場合とする。

1) 感染予防に関する取組

- ・国内で感染者が確認された後は、職員の体調管理を行うとともに、事務所内の消毒や手洗い・うがい等の基本的な感染防止対策を徹底する。
- ・栃木市が策定した「栃木市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の収集および発信を行うとともに、交代勤務の導入等、体制維持に向けた対応を行う。
- ・感染症の流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき政府から緊急事態宣言が発出された場合には、栃木市に設置される感染症対策本部の方針に基づき、当会として必要な感染症対策を実施する。

2) 管内事業者へのリスク周知

- ・当地域内の事業者の経営に影響を及ぼすおそれのあるリスクについて、適時情報提供を行う。
- ・業種別ガイドライン等に基づき、感染拡大防止策の周知を行うとともに、今後の感染症対策に資する支援策を案内する。

3) 管内事業者の被害状況の確認

- ・ 栃木市は、来庁や問い合わせ等を通じて、管内事業者の被害状況を把握する。
- ・ 当会は、巡回や電話等により、管内事業者の被害状況を確認する。

4) 被害状況の共有および報告

・ 国および栃木県から示される情報や方針を踏まえ、栃木市と当会で情報共有を行った上で、栃木市は栃木県へ、当会は栃木県商工会連合会へ、それぞれ定められた期日までに報告を行う。

(3) 被災事業者に対する支援

1) 応急対策時の支援

- ・ 相談窓口の開設方法については、栃木市と協議のうえ決定する。
- ・ 安全性が確保された場所において、相談窓口を設置する。
- ・ 応急対応として活用可能な被災事業者向け施策（国、栃木県、栃木市の施策）について周知を行う。
- ・ 被災事業者が各種支援制度、保険金請求、税の減免申請、融資等の手続きを行う際に必要となる罹災証明書について説明し、取得を促すとともに、被災状況を確認できる写真を記録しておくよう助言する。

2) 復旧・復興支援

- ・ 国および栃木県の方針に基づき、復旧・復興支援の方針を整理し、被災事業者への支援を実施する。
- ・ 被災事業者向け施策（国、栃木県、栃木市の施策）について、適切に周知を行う。
- ・ 被害規模が大きく、当会職員のみでの対応が困難な場合には、栃木県や県連合会等に対し、他地域からの応援派遣について相談を行う。

※その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに栃木県へ報告する。

(別表 2)

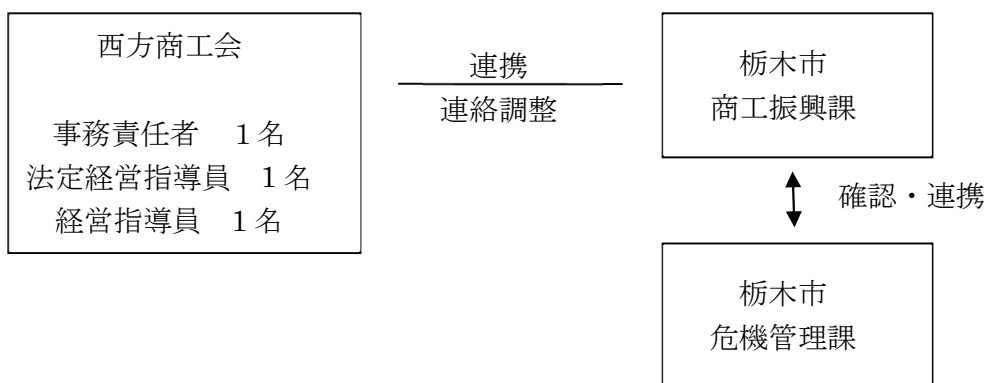
事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和7年12月現在)

1. 実施体制

(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)



① 栃木県および関係市町との連携体制

- ・栃木市商工振興課および危機管理課、当会は、地域特性を踏まえた災害リスクの把握を行うとともに、必要に応じて本計画に基づく支援方針について協議する。
- ・また、計画の推進にあたっては、認定主体である栃木県に対し、随時相談を行う。

② 商工会の事業継続力強化支援事業実施に係る体制

- ・小規模事業者ごとに担当者を定め、巡回指導を通じて策定支援からフォローアップまでを一連の流れとして行う支援体制を構築する。

③ 定量的に実施状況を把握し評価を行う体制

- ・事務局責任者1名、法定経営指導員1名、経営指導員1名の体制により、実施状況を定量的に把握し、効果の検証を行う。
- ・把握・検証した実施状況については、当会と栃木市による連絡協議会において評価を行い、その結果を踏まえて次年度の支援内容を検討する。

④ 経営指導員等の資質向上に係る体制

- ・当会職員を対象に勉強会等を実施し、防災・減災、保険、リスクファイナンス等に関する専門知識の習得および最新情報の収集を適宜行う。

2. 法定経営指導員による情報の提供および助言に係る実施体制

① 法定経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 川崎 真吾
(連絡先は後述(3)①参照)

② 法定経営指導員による情報の提供および助言

- ・本計画に基づく具体的な取組の企画および実行
- ・本計画の取組実施における目標および指標の設定
- ・本計画に基づく進捗確認および見直し等のフォローアップ(年1回以上)

3. 商工会、関係市町村連絡先

① 商工会

西方商工会
〒322-0604 栃木県栃木市西方町元 348-4
TEL 0282-92-2108 / FAX 0282-92-2485
E-mail:nishikata_net@shokokai-tochigi.or.jp

② 関係市町村

栃木市役所 産業振興部 商工振興課
〒328-8686 栃木県栃木市万町9番25号
TEL 0282-21-2371 / FAX 0282-21-2683
E-mail syoukou@city.tochigi.lg.jp

4. 被害情報報告先

① 栃木県産業労働観光部経営支援課

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号
TEL 028-623-3173 / FAX 028-623-3340

② 栃木県商工会連合会

〒320-0806 栃木県宇都宮市中央3丁目1番4号
栃木県産業会館6階
TEL 028-637-3731 / FAX 028-637-2875

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに栃木県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
必要な資金の額	250	250	250	250	250
・調査費	100	100	100	100	100
・パンフ・チラシ作成費	50	50	50	50	50
・防災・感染症対策費	100	100	100	100	100

(備考)必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費、栃木市補助金、事業収入等

(備考)調達方法については、想定される調達方法を記載すること